

2026年2月24日

お客さま 各位

二本松信用金庫

二本松信用金庫「振込規定」の改定について

このたび二本松信用金庫（理事長 朝倉 津右工門）では、マネー・ローンダリング等およびオンラインカジノに係る賭博事犯防止対策の一環として、「振込規定」を改定しますので下記のとおりお知らせいたします。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 改定日

2026年3月1日

2. 改定内容

振込規定抜粋	
改定後	改定前
14.(振込資金が現金の場合における振込の制限・謝絶) 振込資金等が現金の場合において、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等を含む法令や公序良俗に抵触するリスクが高いと判断した個別の振込については、取引の全部または一部を制限またはお断りすることができます。	(新設)
15.(規定の変更等)	14.(規定の変更等)

以上



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫